**商品取引の基本契約書**

**○○**株式会社（以下「甲」という）と**△△**株式会社（以下「乙」という）とは、甲の製造する商品の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

**第1条（目　的）**   
　　乙は甲より次の製品（以下「本件商品」という）を購入し、これを乙の顧客に販売するものとする。

1.　 **○○○○○**

2.  **△△△△△**

**第2条（個別契約の成立）**

1.　甲乙間の本件商品に関する個々の売買契約（以下「個別契約」という） は、乙の申込に対し甲が承諾したときに甲乙間に成立するものとする。

2.　前項の申込と承諾は、それぞれ注文書および請書をもって行い、甲が請書を発送した時点で個別契約が成立するものとする。

3.　甲が、前項の注文書が到達後、**○**日以内に異議を申し出ない場合は、乙の注文書の内容を承諾したものとみなす。

4.　甲および乙は、個別契約において、甲乙協議のうえ、本契約と異なる定めをすることができるものとし、その場合には個別契約が本契約に優先するものとする。

**第3条（売買価格）**  
　　本件商品の売買価格は、甲乙協議のうえで、別途、個別契約において定めるものとする。

**第4条（納品・検査方法）**

1. 乙は、本件商品引渡後**○**日以内にこれを検査し、本件商品の数量及び品質等に問題があった場合には、甲に申し出るものとする。

2.　甲は、前項の申し出があった場合、甲の判断により、代替品や不足品の納入、修理、過剰納品の引取り等の適切な対応を行うものとする。

**第5条（所有権の移転）**  
　　本件商品の所有権は、甲が乙に本件商品を引渡したときに乙に移転するものとする。

**第6条（契約不適合責任）**

甲は、本件製品について、受領後の検品において発見できないような、商品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）があった場合には、納入後**○**日以内に甲に通知するものとし、甲は、これに対し、代替品や不足品の納入、修理、過剰納品の引取り等の適切な対応を行うものとする。

**第7条（危険負担）**  
　　天災地変等の不可抗力その他当事者の責めに帰すべからざる事由による本件商品の滅失・毀損については、本件商品の引渡しまでは甲の負担とし、引渡した以後は乙の負担とする。

**第8条（代金の支払）**  
　　本件商品の売買代金の支払方法については、甲乙協議のうえ、別途、個別契約において定めるものとする。

**第9条（乙の権限）**

1.　本契約または個別契約に別段の定めがある場合を除き、乙は顧客に対し、自己が適当と認める取引条件にて、自己の計算と責任において本件商品を販売するものとする。

2.　乙は、本件商品の販売に関し、いかなる場合においても甲の代理をするものではない。

**第10条（製造物責任）**  
　　本件商品の欠陥によって第三者に損害を与えたことにより、乙に損害が生じた場合には、甲はその損害を賠償するものとする。

**第11条（第三者の知的財産権の侵害）**  
　　甲が乙に納入した本件商品に関して、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路利用配置権等に関する紛争が生じたときは、甲がその責任と費用負担において問題の解決にあたるものとする。  
　但し、次の各号の一に該当するときはこの限りではない。

1.　当該紛争が、乙の指示した設計・仕様等に起因する場合

2.　当該紛争が、乙による本件商品の変更、改変、翻案等に起因する場合

**第12条（保証）**

乙が顧客に納入した本件商品の種類、数量、納期または品質上の問題が発生したときは、乙は、自己の責任と費用負担において、直ちに問題の解決にあたるものとする。ただし、その問題が、甲の契約不適合責任となる場合は、第6条に定めるところにより解決するものとする。

**第13条（販売支援）**  
　本件商品の取扱説明書、カタログその他宣伝、広告に必要な書類は、甲がその費用負担において作成し、これを乙に無償で提供するものとする。

**第14条（譲渡禁止）**  
　甲および乙は、本契約および個別契約より生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

**第15条（秘密保持）**   
　甲および乙は、本契約および個別契約に関して知り得た営業上、技術上の秘密を、第三者に開示または漏洩してはならない。

**第16条（損害賠償）**  
　甲または乙が本契約または個別契約の条項に違反し、他の当事者に損害を与えたときは、違反した当事者は、損害を被った当事者に対し、その損害を賠賞するものとする。

**第17条(反社会的勢力の排除)**

1. 甲および乙は、本契約締結時現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および、次の各号の関係に該当しないことを表明しまたは確約する。

(1) 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係

(2) 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係

(3) 自らもしくは第三者の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用している関係

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を図る等の関係

(5) 役員等の反社会的勢力との密接な交際等社会的に非難されるべき関係

2.　 甲および乙は、自ら、その役員等または第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しまたは確約する。

(1) 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為

(2)　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

**第18条（期限の利益の喪失）**

1.　甲または乙において次の各号の一に該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本契約および個別契約により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を支払うものとする。

(1) 本契約または個別契約の条項に違反したとき

(2) 自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が1通でも不渡処分を受けたとき

(3) 租税公課の滞納処分を受けたとき

(4) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき

(5) 破産、会社更生、民事再生の手続開始の申し立てをなし、またはこれらの申し立てがなされたとき

(6) 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議したとき

(7) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき

(8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(9) 前条に違反があったとき

2.　前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

**第19条（契約解除）**

1.　甲または乙は、相手方が前条1項2号ないし9号の一に該当したときは何らの通知催告を要せず、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。

2.　相手方が本契約または個別契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、当該期間内に履行しないときも前項と同様とする。

3.　前二項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

**第20条（不可抗力免責）**   
　天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

**第21条（有効期間）**

1.　本契約の有効期間は、調印の日より**○**年間とし、期間満了**○**カ月前までに、いずれの当事者からも書面による別段の申出がないときは、さらに**○**年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2.　本契約が終結または解除のときに、すでに成立した個別契約があるときは、本契約は、当該個別契約の履行が完了するまで、当該個別契約の履行の目的のために、なお効力を有するものとする。

**第22条（協議）**  
　本契約に定めなき事頃または解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

**第23条（効力の存続）**  
　甲乙は、本契約が期間満了または契約解除等により終了した場合であっても、本契約終了日から起算して**○**年間は、第10条（製造物責任）、第11条（第三者の知的財産権の侵害）、第12条（保証）及び第15条（秘密保持）の義務を負担するものとする。

**第24条（裁判管轄）**

甲乙は、本契約および個別契約に関して裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。  
  
以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和**○○**年**○**月**○**日

* + 1. 住所 大阪府大阪市**○○区○○**町**○**丁目**○**番地

会社名　　　　　　　**○○**株式会社

氏名　　　　　**○○　　　○○**　　　　　　　　印 　  
　　　　　　　　  
　（乙）　　住所 　大阪府大阪市**○○区△△**町**△**丁目**△**番地

会社名　　　　　　　**△△**株式会社

氏名　　　　　**△△　　　△△**　　　　　　　　印